

平成27年9月7日

日本関税協会横浜支部  
齊藤 事務局長 殿

横浜税関業務部管理課長  
野口 秀利

減免税に係る事前教示制度導入に関する説明会の開催について  
(周知依頼)

日頃より、税関業務に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、財務省関税局・税関は、輸入通関の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、貨物の輸入に際し、あらかじめ税関に対して輸入貨物の減免税の適用の可否について照会し回答を受けることができる制度を平成27年10月1日より導入いたします。そこで横浜税関におきましては、別添のとおり、本制度の概要と具体的な手続き等についての説明会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多用中恐縮ではございますが、本説明会の開催につき、貴会会員の皆様にご案内頂きたく、よろしくお取り計らい願います。

## 減免税に係る事前教示制度導入に関する説明会の開催について

## 1. 開催日時及び場所

日時：平成 27 年 9 月 29 日（火）

① 13：30～14：30（定員 150 名程度）

② 15：00～16：00（定員 150 名程度）

※①と②は同じ内容

場所：横浜税関本関 7 階 大会議室（神奈川県横浜市中区海岸通 1-1）

## 2. 説明内容

(1) 減免税に係る事前教示制度の概要

(2) 具体的な手続き 等

## 3. 説明者

財務省関税局職員又は東京税関減免税総括部門職員

## 4. お申し込み方法

参加申込書（別紙）に必要事項をご記入の上、平成 27 年 9 月 18 日（金）17 時までに、横浜税関業務部管理課宛てに、電子メール又はファックスにてお申し込み下さい。

なお、会場スペースの都合から、ご参加は原則として各社 1 名までとさせていただきます。

※ 原則として、当方からお申し込みに対するご返答はいたしておりませんのでご了承下さい。

その場合、申し込みは受理されたものとしてご承知置き下さい。

※ なお、参加者の調整等の事情が生じた場合には、個別にご連絡差し上げる場合がございます。

## お申し込み先

横浜税関業務部管理課

電子メールアドレス：[yok-gyoumuk@customs.go.jp](mailto:yok-gyoumuk@customs.go.jp)ファックス番号：045-201-4465

## 5. その他

ご来場の際は公共交通機関をご利用頂くようお願い申し上げます。

当日は、1 階ロビー受付に直接お越しいただき、御社名及びお名前をお伝えください。

本件に関するお問い合わせ先  
横浜税関業務部管理課  
(TEL 045-212-6130)

## 減免税に係る事前教示制度導入に関する説明会 参加申込書

説明会への参加を希望される方は、下記項目に必要事項をご記入の上、下記宛先までファックス又は電子メールにてご送付下さい。

## ○ 申込書送付先

横浜税関業務部管理課	
○E-Mailアドレス	yok-gyoumuk@customs.go.jp
○FAX番号	045-201-4465

## ○ 申し込み締切

**平成27年9月18日(金)17時まで**

※申込状況によっては、締切日より前に申込みを締め切らせて頂く場合もございます。あらかじめご了承下さい。

○ 会場のスペースの都合により、各社(事業所)1名までの申し込みとさせていただきます。

○ 原則として、お申込みに対するご返答は致しておりません。

○ 参加者が多数となり、収容人数を超えた際は、個別にご相談させていただくことがあります。

○ 本申込書に記載頂いた個人情報、説明会への参加確認のみに使用いたします。

○ ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さい。

参加希望時間帯 (ご希望の番号いずれか1つに○をご記入下さい。)	1	1回目 平成27年9月29日(火) 13:30~14:30	
	2	2回目 平成27年9月29日(火) 15:00~16:00	
会社名			
事業種別 (該当する種別に○をご記入下さい。複数回答可。)	・輸出 ・輸入 ・通関業 ・その他( )		
ご連絡先	TEL	-	-
	FAX	-	-
フリガナ	E-Mail		
参加者氏名	所属(部課名までご記入下さい。)		